

1. 制度の概要

- 東日本大震災による著しい被害によって、経営の安定に支障が生じている中小企業・小規模事業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で融資額の100%を保証するもの
- 「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」第128条に規定

2. 制度対象者

利用対象者	要 件	内 容
① 特定被災区域(※1)に事業所を有し、地震・津波等により直接被害を受けた中小企業者。 (原発事故に係る警戒区域等(※2)の公示の際に、当該区域内に事業所を有していた中小企業者を含む。)	＜罹災証明書＞ (写しも可) 警戒区域等の事業者は商業登記簿/納税証明書等	1. 【対象資金】 事業再建資金その他の経営の安定に係る資金 2. 【保証限度額】※一般保証とは別枠 ○普通:2億円 ○無担保:8千万円 ○無担保無保証人:2000万円 } 最大2億8千万円 ア) 保証割合は融資額の100% イ) 保険てん補率は90%
② 特定被災区域(※1)に事業所を有し、震災の影響により業況が悪化している中小企業者。	＜市区町村長の認定＞ 最近3か月の売上高等が、被災前の同期と比較して▲10%以上	3. 【保証料率】 0.8%以下 4. 【保証人】 代表者保証のみ(第三者保証人については、原則不要)

※1 特定被災区域(政令指定): 災害救助法が適用された市町村等(岩手県・宮城県・福島県の全域、青森県・茨城県・栃木県・埼玉県・千葉県・新潟県・長野県の一部の市町村)。

※2 警戒区域等: 警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域。